

第 5925 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 3月29日 木曜日
----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 賃上げ・生産性向上税制

Q：賃上げ・生産性向上税制が導入されるようですが、どのような制度なのですか？

A：次のような制度です。

【解説】

賃上げ・生産性向上税制とは、所得拡大促進税制を改組して、平成30年の税制改正で導入されることとなったものです。

主な内容は、次のとおりです。

① 中小企業者等以外

次の要件を満たす場合は、給与等支給増加額の15%の税額控除ができ、さらに、教育訓練費の額が前期及び前々期の年平均額より20%増えると、税額控除率が上乘せされ、給与等支給増加額の20%（当期税額の20%が上限）の税額控除が認められます。

イ. 平均給与等支給額が前年度比3%以上であること

ロ. 国内設備投資額が当期の減価償却費の90%以上であること

② 中小企業者等

中小企業者には、要件の緩和と税額控除の率が優遇されています。具体的には、(ロ)の設備投資要件がなく、(イ)の前年度比が1.5%以上であれば、給与等支給増加額の15%の税額控除ができ、さらに、平均給与等支給額が前年度比2.5%以上で教育訓練費の増加割合が前年度比10%以上又は経営力向上計画の認定とその証明があれば給与等支給増加額の25%（当期税額の20%が限度）の税額控除が認められます。

この場合、新設法人の設立事業年度については比較年度がないので、適用ができません。

